

「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（仮称）」に関する
市民の皆様の主な御意見と御意見に対する本市の考え方

1 鉄筋コンクリート造やれんが造の近代建築物等を条例の対象とすることについて（89件）

(1) 木造以外の建築物を対象とすることについて（75件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	木造以外の建築物を対象とすることについて賛成である。	25	<p>市内に存在する鉄筋コンクリート造やれんが造等の歴史的な建築物は、京町家等の木造建築物と同様に、景観的・文化的に重要な要素となっています。</p> <p>「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を改正し、木造以外の建築物についても条例の対象建築物とすることで、安全性を確保しながら保存・活用するための仕組みを整備し、このような景観的・文化的に特に重要な建築物を良好な状態で将来の世代に継承することに努めてまいります。</p>
②	京都市には近代建築がたくさん残っており、京都の特性に応じた取組で良いと思う。	31	
③	近代建築物の価値を保存しながら、現代のニーズに合った活用が促進されるとすれば画期的なことだと思う。 まちの財産として保存活用されることを期待する。	7	
④	良い制度だと思うので、頑張ってもらいたい。 京都の魅力的な町並みの維持・継承のために、大事な取り組みだ。 気概をもって取組んでほしい。 一刻も早い施行を望む。	12	

(2) 対象建築物について（6件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	対象建築物を示してほしい。	3	<p>条例では、建築基準法施行日（昭和25年1月23日）以前に建築された建築物で、景観的・文化的に特に重要なものとして位置付けられたものを対象建築物としています。</p> <p>景観的、文化的に特に重要な建築物とは、次の制度により指定又は登録された建築物を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 景観法に基づき指定された景観重要建造物 ② 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき指定された歴史的風致形成建造物 ③ 文化財保護法に基づき登録された国登録有形文化財 ④ 京都府文化財保護条例又は京都市文化財保護条例に基づき登録された登録有形文化財 ⑤ 京都市市街地景観整備条例に基づき指定された歴史的意匠建造物 ⑥ その他市長が条例の目的に適合するものとして別に指定するもの <p>各制度で既に指定又は登録されている建築物については、次のホームページを御参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 景観重要建造物について ② 歴史的風致形成建造物について ⑤ 歴史的意匠建造物の指定状況について →京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課のホームページ ③ 国・登録有形文化財 ④ 京都市指定・登録文化財 →京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課のホームページ
②	対象建築物の明確な判断基準を設けるべきである。	2	
③	景観的・文化的に重要な建築物は、全て対象にしてもよい。	1	

(3) 更なる対象の拡大について（8件）

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>① 建築基準法施行後の建築物も対象とすべきではないか。</p>	<p>7</p>	<p>条例では、現行の建築基準法に適合させることが困難なことが予想される、建築基準法の施行日以前に建築されたことを対象建築物の要件としております。</p> <p>これは、建築基準法の施行日（昭和25年11月23日）以前に建築された建築物は、建築時に建築基準法の適用を受けておらず、増築等を行う際に現行の建築基準法に適合させることが困難な事例が多くみられるためです。</p> <p>一方、建築基準法の施行日以降に建築された建築物は、建築時には当時の建築基準法の適用を受けています。そのため、増築等を行う際に適合が求められる規定は、建築時以降に建築基準法が改正された部分に限定されます。また、建築基準法において、一定の緩和措置等も規定されています。</p>
<p>② 個別の建築物を対象とするだけでなく、複数の建築物の集合体（街並み、建築群など）も景観の観点から対象とするべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>個別の建築物でなく、複数の伝統的な建造物群を保存する制度としては、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区があります。</p> <p>市内には4地区の伝統的建造物群保存地区が指定されており、地区内の建築物については、「京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例」により、建築基準法の制限の一部を緩和しています。</p>

2 「条例の仕組み」について（50件）

(1) 条例の仕組み全体について（7件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	建築基準法を除外して京都市独自の仕組みをつくることはよい。 保存だけでなく活用を考えることには意義があると思う。	7	建築基準法の適用を除外して本市独自の仕組みを適用することで、景観的・文化的に特に重要な建築物の安全性の向上を図りながら、現行法では困難であった改修や機能更新を可能とし、良好な状態で将来の世代に継承することに努めてまいります。

(2) 手続について（15件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	手続が多く、時間がかかると所有者への負担となる。手続の簡素化や関係各課の連携等、使いやすい制度にしてほしい。	15	条例で定める手続については、建築物の安全性を確保しながら保存・活用するために必要であると考えていますが、所有者の方に対して負担とならないよう、関係部局等との連携や運用面での負担の軽減を図ってまいります。

(3) 安全性の確保について（16件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	価値のある建築物の保存は大切だが、安全性もしっかり確保できる仕組みにしてほしい。	13	建築基準法の適用を除外する代わりに、条例により安全性を確保するための代替措置を求めています。また、将来にわたり安全性を維持するために維持管理報告を義務付けており、特に、不特定多数の方や避難が困難な方が利用する施設については、安全性を確保するために十分な代替措置を実施していただく予定です。
②	安全性等を確保する仕組みを分かりやすくしてほしい。どのような体制で審査されるのか。	2	なお、対象建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針を公表する予定です。
③	不特定多数の人が利用する建物の場合、計画立案と維持管理に重きをおいてほしい。	1	

(4) 条例の仕組みの各論について（12件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	所有者からの提案を促す仕組みが必要ではないか。	2	本条例を積極的に活用していただけるよう、関係機関等と連携し、対象候補建築物の所有者に直接働きかけるなど、周知を図ってまいります。
②	建築基準法の適用を除外する際、隣地の同意や周知が必要ではないか。	2	建築基準法の適用を除外する代わりに、条例により安全性を確保するための代替措置を求め、周辺に対する影響を考慮した上で、条例を適用します。 隣地の同意や周知は義務付けていませんが、一般的慣例として、工事に着手するときは隣地等へ説明することとなります。その際に、工事の目的や内容については説明することとなります。
③	解体された建築物で、その建築材料を用いて原形を再現する場合も、解体されていない対象建築物と同じ仕組み、手続なのか。 景観的・文化的に重要だといえる原形を再現する場合、解体された時には指定又は登録されていない建築物も条例の対象に含んでほしい。	2	条例が施行される前に既に解体された景観的・文化的に特に重要な建築物で、その建築材料を用いて原形を再現しようとする場合も、対象建築物として同じ仕組み、手続を適用します。 この場合、解体された時には景観的・文化的に特に重要なものとして指定又は登録を受けていないものについては、景観的・文化的な価値があり、市長が条例の目的に適合するものとして認めた場合には、条例の対象建築物となる場合があります。
④	今回の条例の仕組みは、従前の条例の仕組みから変更されるところはあるのか。	1	今回は、対象建築物を拡大する条例改正を検討しており、条例の仕組みについては、現行の「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」から変更されるところはありません。
⑤	現状変更の許可については、わかりやすい基準を設けてほしい。	1	現状変更の許可は、その建築物が条例に基づき、保存建築物の登録を受ける際に提出された保存活用計画に照らして、審査することとなります。

⑥	所有者の変更に対する担保はどうするのか。	1	<p>保存建築物の所有者が変更しても、保存建築物に対する現状変更の規制等に変更はありません。</p> <p>また、保存建築物の所有者が変更する場合には、新たな所有者から、市長に対し、変更する旨を届け出ていただく必要があります。</p> <p>なお、新たな所有者は、前所有者の権利及び義務を承継することが条例で規定されています。</p>
⑦	増築や大規模修繕を行う場合は、確認申請が必要だと思うが、この条例を活用すれば、遡及適用を受けないと解釈してよいのか。	1	<p>この条例に基づき保存建築物として登録を受け、その後、建築基準法の適用除外の指定を受けた建築物への増築や大規模な修繕等を行う際、建築基準法に基づく確認申請は不要ですが、条例に基づく現状変更の許可が必要となります。</p> <p>当該建築物は、建築基準法の適用が除外されるため、建築基準法の遡及適用は受けませんが、条例に基づく保存活用計画に定められた安全性の向上を目的とした改修等は実施していただく必要があります。</p>
⑧	本条例の適用を受けたことの公表、開示等の方法はどのようにするのか。	1	<p>保存建築物として登録した建築物及び当該建築物の敷地の概要を公告するとともに、市役所窓口にて当該建築物の保存活用計画の概要を縦覧するなど、必要な情報を公開する仕組みを設けております。</p>
⑨	建築審査会での同意の際、委員には、事業性についても配慮して欲しい。	1	<p>建築審査会の意見聴取や審議の際、保存建築物の活用方法や安全性を維持・向上させるための改修内容、維持管理に関する事項等も適切に説明してまいります。</p>

3 「保存活用計画で定める主な内容」について（53件）

(1) 保存活用計画全体について（8件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	<p>良好な状態で維持するためにも、必要である内容ばかりである。</p> <p>防火・避難への配慮から維持管理までの仕組みでよくできている。</p> <p>既存不適格のまま不安全で使うより、前向きに安全な建物に改修して使用させることがずっと大切だと思う。</p>	4	<p>保存活用計画には、所有者が、対象となる建築物を良好な状態で保存しながら使い続けるために、将来予定している増築や大規模な修繕、用途変更等の内容や、安全性の維持・向上を図るために講じる措置、維持管理の内容等について定めていただくこととしております。</p> <p>保存活用計画の立案が所有者に過度の負担とならないよう、保存建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針を公表する予定です。さらに、条例の適用事例や保存活用計画の作成例をお示しするなど、本制度の普及に努めてまいります。</p> <p>また、保存活用計画の作成に当たり、所有者や設計者、施工者の方々からの安全性の向上に関する御相談や御提案については、積極的に対応してまいります。</p>
②	<p>保存活用計画立案は、所有者に相当の経済的な負担を強いることとなる。経済的な負担が少ない段階で、建築基準法の適用除外が可能か判断できれば、もっと良い。</p>	2	<p>保存建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針を公表する予定です。さらに、条例の適用事例や保存活用計画の作成例をお示しするなど、本制度の普及に努めてまいります。</p> <p>また、保存活用計画の作成に当たり、所有者や設計者、施工者の方々からの安全性の向上に関する御相談や御提案については、積極的に対応してまいります。</p>
③	<p>建築物の所有者が、保存活用計画でいろいろなことを提案できる制度としてほしい。</p> <p>建築物の所有者や管理団体が自ら保存活用の計画表を提出すべきだと思う。</p>	2	<p>保存建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針を公表する予定です。</p> <p>保存建築物の用途や規模等に応じて、必要な安全性を確保していただくことが必要ですが、特に、不特定多数の方や避難が困難な方が利用する施設については、安全性を確保するために十分な代替措置を実施していただきます。</p> <p>安全性の確保策には、建築物の性能や設備で対応するハード的な対策だけでなく、部屋ごとの利用者数の限定や火気使用箇所の限定などのソフト対策も評価いたします。</p> <p>所有者や設計者、施工者の方々からの安全性の向上に関する御提案については、積極的に対応してまいります。</p>

(2) 安全性の向上策について（21件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	<p>耐震や防火避難など安全性の向上策をきちんと定めてほしい。</p>	7	<p>保存建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針を公表する予定です。</p> <p>保存建築物の用途や規模等に応じて、必要な安全性を確保していただくことが必要ですが、特に、不特定多数の方や避難が困難な方が利用する施設については、安全性を確保するために十分な代替措置を実施していただきます。</p> <p>安全性の確保策には、建築物の性能や設備で対応するハード的な対策だけでなく、部屋ごとの利用者数の限定や火気使用箇所の限定などのソフト対策も評価いたします。</p> <p>所有者や設計者、施工者の方々からの安全性の向上に関する御提案については、積極的に対応してまいります。</p>
②	<p>建物の用途等によって相応しい安全性の計画が定められるようにしてほしい。</p>	2	<p>保存建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針を公表する予定です。</p> <p>保存建築物の用途や規模等に応じて、必要な安全性を確保していただくことが必要ですが、特に、不特定多数の方や避難が困難な方が利用する施設については、安全性を確保するために十分な代替措置を実施していただきます。</p> <p>安全性の確保策には、建築物の性能や設備で対応するハード的な対策だけでなく、部屋ごとの利用者数の限定や火気使用箇所の限定などのソフト対策も評価いたします。</p> <p>所有者や設計者、施工者の方々からの安全性の向上に関する御提案については、積極的に対応してまいります。</p>
③	<p>利用制限や入館者制限などのソフト的、運営的な手法をもって代替できるとよい。</p>	1	<p>保存建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針を公表する予定です。</p> <p>保存建築物の用途や規模等に応じて、必要な安全性を確保していただくことが必要ですが、特に、不特定多数の方や避難が困難な方が利用する施設については、安全性を確保するために十分な代替措置を実施していただきます。</p> <p>安全性の確保策には、建築物の性能や設備で対応するハード的な対策だけでなく、部屋ごとの利用者数の限定や火気使用箇所の限定などのソフト対策も評価いたします。</p> <p>所有者や設計者、施工者の方々からの安全性の向上に関する御提案については、積極的に対応してまいります。</p>
④	<p>新しい耐震改修方法や防火避難の考え方のアイデアが生まれる契機になると思う。耐震、防火、避難の根本からの検討の機会とすべきであると思う。</p>	1	<p>保存建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針を公表する予定です。</p> <p>保存建築物の用途や規模等に応じて、必要な安全性を確保していただくことが必要ですが、特に、不特定多数の方や避難が困難な方が利用する施設については、安全性を確保するために十分な代替措置を実施していただきます。</p> <p>安全性の確保策には、建築物の性能や設備で対応するハード的な対策だけでなく、部屋ごとの利用者数の限定や火気使用箇所の限定などのソフト対策も評価いたします。</p> <p>所有者や設計者、施工者の方々からの安全性の向上に関する御提案については、積極的に対応してまいります。</p>

⑤	<p>どの程度の改修（耐震，防火対策等）になるかは，個別の案件ごとに判断されるのか。</p> <p>建物によって，判断の強弱をどうするか整理しておくべきだと思う。</p>	2	<p>保存建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針を公表する予定です。</p> <p>しかし，建築物の規模や景観的・文化的に重要で保存すべき部分，耐震や防火に関する性能，周辺の状況，建築物の利用のされ方などはそれぞれの建築物で異なるため，一律な基準で運用できるものではなく，最終的には個別の案件ごとに判断することとなります。</p>
⑥	<p>安全性を検討する第三者委員会等を活用するなど，京都市でしっかり確認してもらいたい。</p>	4	<p>建築物の地震や火災に対する安全性の確保にあたっては，必要に応じて，建築審査会委員をはじめ，学識者や実務者の専門家の意見等を踏まえて判断していきたいと考えております。</p>
⑦	<p>耐震改修を行いながら，景観等を保全するのは難しくはないのでしょうか。</p> <p>耐震改修を行う際，原形を損う事態となった場合の耐震化の具体的方策を検討しておく必要があるのではないか。</p>	2	<p>耐震改修においても，対象建築物の有する景観的，文化的な価値を失わず，必要な耐震性を確保していただき，対象建築物が保存・活用されるよう，努めてまいります。</p>
⑧	<p>リーフレットで，防災カーペットに敷きかえる事例が示されているが，壁や天井の内装仕上げ材についても不燃材料等への改装が求められることになるのか。</p> <p>長期使用されている建築物の失火の原因は，漏電によることが多いと聞くが，その点で電気配線について何らかの対応を求めることが必要ではないか。</p>	1	<p>リーフレットでお示した防災カーペットはあくまで火災に対する安全性の向上策の例であり，必ずしも防災カーペットや壁・天井の内装仕上げの不燃化等を求めるものではありません。</p> <p>電気配線について漏電対策をされることは，火災に対する安全性の確保策として有効な手段の一つであると考えており，今後，いただいた御意見を参考に，保存建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針を公表する予定です。</p>
⑨	<p>安全性の向上策が適切に行われているかどうか，市民に周知するべきだと思う。</p>	1	<p>条例を適用する際には，保存活用計画において，安全性の向上策が適切に行われているかどうか審査します。</p> <p>また，この条例の適用を受けた建築物については，登録した建築物及び当該建築物の敷地の概要を公告するとともに，市役所窓口にて当該建築物の保存活用計画の概要を縦覧するなど，必要な情報を公開する仕組みを設けております。</p>

(3) 建物の価値保存について（13件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	建物の雰囲気を壊さないよう、柔軟な改修方法が認められるようにしてほしい。 現状の材料がそのまま使用できるようにしてもらいたい。	12	対象建築物の有する景観的、文化的な価値を失わずに必要な安全性を確保していただき、対象建築物が保存・活用されるよう、条例の適切な運用に努めてまいります。
②	建物の保全より、防災に特化しているように見えるが、景観保全の観点から、外壁の仕様等についても言及されてもよいのではないか。	1	この条例は、既に景観的・文化的に特に重要なものとして位置付けられた景観重要建造物や国の登録有形文化財等を対象建築物としており、これらの建築物の外壁の仕様等については、この条例とは別に、景観法や文化財保護法等の制限を受けることとなります。

(4) 維持管理について（6件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	保存活用だけでなく、どう管理していくか申合せをすべきだと思う。 定期的な維持管理の報告とは具体的にどのように考えているのか。	4	建物の所有者や管理責任者は、定期的に建築物の維持管理状況について、報告する必要があります。 維持管理に関する事項は、保存建築物ごとに、保存活用計画の中でもより具体的な計画を提案していただくよう取り組んでまいります。
②	定期報告が義務付けられるのは大事なことだと思う。	1	報告する期間や報告内容については、建築物の規模や用途によって個別に定めますが、不特定多数の方が利用する施設については、建築基準法と同様に建築設備については1年ごとに、建築物全体については3年ごとに報告していただくことを考えております。
③	維持管理のための予算的裏付けや中長期的な収支計画を明確にしていくことが求められると思う。	1	

(5) その他（5件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	建物の構造により定める内容に違いが生じるのか。	1	保存活用計画に添付する「構造詳細図」等は、建築物の構造により、記載していただく内容に違いが生じます。 木造以外の構造の建築物について、保存活用計画に添付していただく図書の詳細な内容は、今後、条例の施行規則に定める予定です。
②	現況調査は市職員が行うのか。	1	現況調査は、対象建築物の所有者や所有者の委託を受けた専門家等を実施していただくことを想定しております。
③	集団規定が不適合の場合、よく検討することが重要だと思う。	1	道路斜線や日影規制等の集団規定については、保存建築物の価値を保存するために必要な場合には、一部緩和することも想定しております。 その際には、周辺の市街地環境への影響を十分に検討することとします。
④	増築の取扱い基準を今後、明確にさせていただく必要があるのではないか。	1	今後、増築の取扱い基準等を定めた条例の運用に関する指針等を公表する予定です。
⑤	この条例を活用することで、バリアフリーや観光に配慮してエレベーターを設置することは可能になるのか。	1	エレベーターを設置した保存活用計画を添えて保存建築物の登録を提案していただき、その提案が妥当で、かつ、安全であると認められた場合には、建築基準法の適用を除外してエレベーターを設置していただくことも可能となります。

4 その他（66件）

(1) 条例の周知について（16件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	条例が活用されるよう周知に努めてほしい。	9	本条例を活用していただけるよう、関係部局等と連携して、対象候補建築物の所有者に直接働きかけるなど、周知を行ってまいります。 また、建築に関係する団体や実務者の方々にも、条例の制度の趣旨について、周知を徹底してまいります。
②	所有者に対して積極的に働きかけてほしい。	6	
③	耐震基準を満たせない建築物の救済条例と見られる面があり、誤解のない様をお願いしたい。	1	

(2) 条例の運用について（21件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	保存活用計画の事例や基準を提示し、使いやすい制度にしてほしい。 事例集を出す等、使いやすい制度になればいいと思う。	9	条例の適用にあたり、保存建築物に求める安全性等について本市の考え方をまとめた指針や、条例の運用に関する手引等を公表する予定です。 また、条例の適用事例や保存活用計画の作成例をお示しするなど、本制度の普及に努めてまいります。 条例の運用にあたっては、手続等が所有者の方に対して過度の負担とならないよう、関係部局等との連携や運用面の負担の軽減を図ってまいります。
②	一過性のものではなく、持続的に制度を運用してほしい。	2	
③	柔軟な運用をしてほしい。	2	
④	景観上の建物指定とセットで制度を活用してほしい。 文化財保護課との連携を期待する。	2	
⑤	審査する側の裁量で活用の可否が判断される事になるのであれば、審査基準等を明確化して開示する必要がある。	1	
⑥	蓄積された知恵や工夫を関係者で共有できるような仕組みができると、この条例に関わらず、歴史的建築物の保存及び活用の後押しになると思う。	1	
⑦	職員が施主や業者さんと議論できる力量を身に付けてほしい。	2	

⑧	<p>重要建造物や文化財ほどの価値がない普通の京町家には使えないのか。</p> <p>対象となる建物は柔軟に取り扱えることが望ましいと考える。町家については、小さなものでも残るようにしてほしい。</p>	2	<p>この条例は景観的・文化的に特に価値のある建築物を対象としており、そうした価値付けが困難な建築物には活用していただけません。</p> <p>市内には、京町家等の歴史的な建築物が多数存在しており、こうした建築物についても安全性を確保しながら活用していただくための手法が求められていると認識しております。今後、京町家等の木造建築物の改修に役立つ現行法制度の適用を解説した手引書を作成し、公表することを予定しております。</p> <p>頂いた御意見を参考に、今後の取組に活かしてまいります。</p>
---	---	---	--

(3) 条例活用の支援について（15件）

	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
①	<p>所有者に対する支援制度を充実させてほしい。</p>	10	<p>本条例の活用にあたり、本市職員による技術的なサポート等を行うだけでなく、設計・施工等の技術者の皆様と連携を図り、所有者が本制度を活用しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>
②	<p>建築物の価値を保全できるよう、技術的な支援をしてほしい。</p> <p>材料・部材の劣化に伴い行う改修・修繕では、その再現性が重要であり、技術の継承への支援も検討してほしい。</p> <p>保存活用計画作成には、価値を守るためのアドバイスをを行う方が関わるような仕組みがあると良い。</p> <p>複雑な手続のため、本制度に精通した建築士の紹介制度など、バックアップ体制づくりを検討してほしい。</p> <p>木造建築の安全性はむしろ、大工職人の技能に負うところが大きいので、それを評価する仕組みの方がより適切であり、将来の課題であると思う。</p>	5	<p>また、景観重要建造物等の修理・修景助成制度等を積極的に活用していただくことにより、所有者の皆様の費用負担は軽減されるところと考えております。</p>

(4) その他（14件）

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する本市の考え方
①	どういったところが全国で初なのか。	1	本市のように、景観法に基づく景観重要建造物や文化財保護法に基づく登録有形文化財など、景観的・文化的に価値があるものと位置付けられる幅広い建築物を対象にし、建築基準法の適用除外を可能とするために、建築基準法第3条第1項第3号に基づく独自条例を制定したことが全国で初となります。
②	違反建築物を保存活用することがないよう取り組んでほしい。	1	違反建築物については、違反事項が是正されるように指導してまいります。
③	保存した建物は観光資源として活用してほしい。 経済成長とのバランスを取りながら京都らしい取組を進めてほしい。	3	頂いた御意見を参考に、今後の取組に活かしてまいります。 御提案・御指摘の内容については担当部署に伝えてまいります。
④	京都市建築特区として、特別法の制定を考えるべきではないか。	1	
⑤	京都が京都らしくいつまでもあり続けるためにも、これ以外にも多様な制度整備が必要と考える。	1	
⑥	現存するものを残していこうという条例だが、新たに作り出そうという景観や文化には光が当たっていないような気がする。	1	
⑦	景観上・文化上重要とされていない通常のRC造やS造等の建築物の改修活用計画に対する指針、ガイドラインの作成を希望する。	1	
⑧	『学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集』では、解体が禁止されていない。学校建築はまさしく木造以外の歴史的建築の象徴ではないかと思うが、京都市はどのような方向を目指しているのか。	1	
⑨	個別の建築物に対する条例活用の提案	4	個別の建築物に対する条例活用の御提案について、回答はいたしません。いただいた御意見は今後の取組に活かしてまいります。